

家賃等支援給付金のお知らせ

盛岡市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し、厳しい事業経営を強いられている中小企業者の方々を支援するために、**家賃給付**を行います。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ①市内に店舗等を賃借して事業を営んでいる**中小企業者**の方
 ②賃借している店舗等が、次表の業種に該当する事業を営んでいる方

産業大分類	産業中分類
情報通信業	◆放送業 ◆情報サービス業 ◆インターネット附随サービス業 など
運輸業	◆鉄道業（普通鉄道業に限る。）◆道路旅客運送業 ◆道路貨物運送業 など
小売業	◆各種商品小売業 ◆織物・衣服・身の回り品小売業 ◆飲食料品小売業 など
保険業	◆保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を含む。）
不動産業、物品賃貸業	◆不動産賃貸業・管理業 ◆物品賃貸業 など
専門・技術サービス業	◆専門サービス業（他に分類されないもの）◆広告業 など
宿泊業、飲食サービス業	◆宿泊業 ◆飲食店 ◆持ち帰り・配達飲食サービス業 など
生活関連サービス業、娯楽業	◆洗濯・理容・美容・浴場業 ◆その他の生活関連サービス業 ◆娯楽業 など
教育、学習支援業	◆学校教育 ◆その他の教育、学習支援業 など
医療、福祉	◆医療業 ◆保健衛生 ◆社会保険・社会福祉・介護事業 など
サービス業（他に分類されないもの）	◆廃棄物処理業 ◆自動車整備業 ◆機械等修理業 ◆職業紹介・労働者派遣 ◆その他の事業サービス業 ◆その他のサービス業 など

- ③**令和2年11月**から**3年1月の間**の**いずれか一月**の売上が前年同月と比較して「**30%以上**」減少している方

給付額や算定方法

1か月あたりの家賃相当額に対して、
 補助率 **2/3** + 定額 **3万円**
 上限額 **13万円**（※3か月分を支給します。）



3か月分の給付額は、
最大39万円

※ただし、給付額は家賃相当額以内の額となります。

給付申請〆切など

令和3年2月12日（金）必着

申請期間：令和3年1月7日（木）から2月12日（金）まで



お問い合わせ先

（受付時間）

平日 9:00～17:00

※12/29～1/3を除く

〒020-8507 盛岡市清水町14番12号
盛岡商工会議所 家賃給付 係
☎019-624-5880（代）

給付申請の方法など

下記の「**申請に必要な書類**」をご準備いただき、次のあて先に、**令和3年2月12日（金）必着**で**郵送**して下さい。

【あて先】

〒020-8507 盛岡市清水町14番12号
盛岡商工会議所 家賃給付係

書類に不備があった場合には、問い合わせをさせていただきますので、**必ず申請書類のコピー（控え）**を取っておいて下さい。

給付申請に必要な書類

- ①給付金支給申請書
- ②誓約書兼同意書
- ③申請時点において市内で事業を行っていることが分かる書類
- ④売上減少の状況が確認できる書類
- ⑤契約関係が確認できる書類
- ⑥家賃等を支払ったことが確認できる書類
- ⑦店舗外観・内観が分かる写真
- ⑧振込先口座の通帳の写し

よくある質問

Q1 これまでに、国の家賃支援給付金や盛岡市地域企業家賃補助金を受けていますが、今回の給付金も受給することが出来るのでしょうか。

A1 本給付金事業の要件に該当する場合には、対象となります。

Q2 最近、創業したのですが、給付金支給の対象になるでしょうか。

A2 令和2年12月1日までに創業している方であれば、要件を満たす場合には、新規創業者の特例制度等により、対象となります。

Q3 個人事業主の「自宅」兼「店舗・事務所」は給付金の対象になりますか。

A3 確定申告書における損金計上額など、事業用として計上している部分のみが対象となります。

Q4 土地の賃借料は対象になるでしょうか。

A4 来客用駐車場や自己所有の建物が建っている賃借土地なども対象となります。

Q5 管理費や共益費も賃借料の範囲に含まれるのでしょうか。

A5 毎月支払われている固定的な経費であれば、対象となります。

Q6 賃貸借契約書の貸主（かしぬし）や借主（かりぬし）の名義人が実際の支払関係者と異なる場合でも対象となるでしょうか。

A6 給付の対象となる場合がありますので、詳しくは、盛岡市地域企業者「家賃等支援給付金」支給申請マニュアルをご確認下さい。

給付申請にあたっては、盛岡市又は盛岡商工会議所ホームページに掲載されている「**家賃等支援給付金**」**支給申請マニュアル**をダウンロードし、内容をご確認の上、申請用紙へ記入いただくようお願いいたします。